

「食品製造用水」を使用することが法令等で定められている場合

魚介類を生食用に調理する場合、清涼飲料水全自動調理器に用いる場合、冰雪を製造する場合、氷菓を製造する場合、食鳥卵（鶏の液卵に限る。）を製造する場合、食肉製品を製造する場合、鯨肉製品を製造する場合、魚肉ねり製品を製造する場合、ゆでだこ・ゆでがにを加工する場合（※）、生食用鮮魚介類を加工する場合（※）、生食用かきを加工する場合（※）、豆腐を製造する場合、冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）を加工する場合（※）、容器包装詰加圧加熱殺菌食品を製造する場合、添加物製剤を製造する場合、食品製造工場において洗瓶等に洗浄剤を使用する場合、アイスクリーム・アイスマルク・ラクトアイスを製造する場合、発酵乳を製造する場合、乳酸菌飲料を製造する場合

（※）を付した場合は、食品製造用水に代わり殺菌した海水又は食品製造用水を使用した人工海水の使用も可